

平成17年3月25日

1. 出席議員

| | | | |
|------|-------|------|------|
| 1 番 | 徳村博紀 | 12 番 | 岩吉泰彦 |
| 2 番 | 伊東茂 | 13 番 | 井手常道 |
| 3 番 | 福井正 | 14 番 | 青木幸平 |
| 4 番 | 水頭喜弘 | 15 番 | 中村清 |
| 5 番 | 橋爪敏 | 16 番 | 谷口良隆 |
| 6 番 | 山口瑞枝 | 17 番 | 中島邦保 |
| 7 番 | 中村雄一郎 | 18 番 | 吉田正明 |
| 8 番 | 橋川宏彰 | 19 番 | 谷川清太 |
| 9 番 | 森田峰敏 | 20 番 | 松尾征子 |
| 10 番 | 北原慎也 | 21 番 | 中西裕司 |
| 11 番 | 寺山富子 | 22 番 | 小池幸照 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 田中義明 |
| 局長補佐 | 坂本芳正 |
| 管理係長 | 迎英昭 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|----------------------|---|-----|---|---|----|
| 市 | 長 | 桑 | 原 | 允 | 彦 |
| 助 | 役 | 出 | 村 | 素 | 明 |
| 総務部 | 長 | 唐 | 島 | | 稔 |
| 市民部 | 長 | 坂 | 本 | 博 | 昭 |
| 産業部 | 長 | 山 | 口 | 賢 | 治 |
| 企画課 | 長 | 北 | 村 | 建 | 治 |
| 総務課 | 長 | 山 | 本 | 克 | 樹 |
| 財政課 | 長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 市民課長兼 選挙管理委員会事務局長 | | 堤 | | 節 | 代 |
| 税務課 | 長 | 北御門 | | 敏 | 則 |
| 福祉事務所 | 長 | 平 | 石 | 和 | 弘 |
| 保険健康課 | 長 | 井 | 手 | 讓 | 二 |
| 農林水産課 | 長 | 中 | 橋 | 孝 | 司郎 |
| 商工観光課 | 長 | 福 | 岡 | 俊 | 剛 |
| 環境下水道課 | 長 | 藤 | 家 | 敏 | 昭 |
| まちなみ活性課 | 長 | 松 | 浦 | | 勉 |
| 建設環境部調整室 | 長 | 栗 | 林 | 雅 | 彦 |
| 水道課 | 長 | 井 | 手 | 清 | 治 |
| 収入役職務代理者 会計課 | 長 | 森 | | 久 | 幸 |
| 教育 | 長 | 小野原 | | 利 | 幸 |
| 教育次長兼庶務課 | 長 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 生涯学習課長兼中央公民館 | 長 | 中 | 村 | 博 | 之 |
| 同和対策課長兼 生涯学習課 | 長 | 谷 | 口 | 秀 | 男 |
| 農業委員会事務局長 | | 一ノ瀬 | | 健 | 二 |
| 監査委員事務局 | 長 | 安 | 富 | 弘 | 信 |

平成17年 3月25日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成17年度鹿島市一般会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成17年度鹿島市水道事業会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第21号 | 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第22号 | 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第23号 | 鹿島・太良町合併協議会の廃止について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第24号 | 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の変更について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 事務検査に関する動議 | |
| 日程第13 | 意見書第1号 | 最低賃金の改善を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 意見書第2号 | 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・充実を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第15 | 意見書第3号 | ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第16 | 意見書第4号 | 地域経済の活性化等を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |

午前10時2分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

去る3月14日の本会議において、各常任委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの平成17年度予算の審議に入ります。

日程第1 議案第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1. 議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算について、各常任委員会の審査結果はお手元に配付いたしております各委員会審査報告書写しのとおりであります。

総務委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」及び議案第6号「平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は、3月15、16日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成17年3月16日

総務委員会

委員長 森 田 峰 敏

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

文教厚生委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」及び議案第5号「平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は、3月17、18日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成17年3月18日

文教厚生委員会

委員長 北 原 慎 也

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

産業建設委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成17年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月15日、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成17年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

各委員長から各委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。

まず、総務委員長森田峰敏君。

○総務委員長（森田峰敏君）

おはようございます。総務委員会の所掌の分について報告いたします。

去る3月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」の本委員会関係分につきまして、3月15、16日の両日にわたって、担当部課長及び関係職員の出席を得て委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、その経過並びに結果について、その一部を報告いたします。

14日の総括質疑で多数の皆さんから質疑がなされましたので、大まかな答弁はなされており、本委員会でも2日間、8時間30分にわたり質疑がなされましたので、ここで短時間での報告は無理ですので、一部だけを報告します。もっと知りたい方は事務局に原稿は置いておりますので、ゆっくりごらんになってください。

それでは、総務課については、平年の事業と大きく変革があっているというわけではなく、それぞれの所掌に係るものをそれぞれ遂行していく。

調整室においては、企画、総務、財政の3課の連携を密にして、円滑な事務の執行に当たる。

企画課では、主要な施策となってくるのは長崎本線の存続運動であり、市町村合併の枠組みの変更で期成会をどうするかという大きな問題を抱えており、ただいま検討中であります。

財政課につきましては、交付税の急激な落ち込みに対して、歳出削減の努力とか歳入確保の努力、事業の見直し等を常に各課に協力をお願いしているところでございます。歳入減の大きな費目は、ちなみに地方交付税が16年度より270,000千円の減、市税も24,406千円の減となっており、歳出では総務費が241,214千円、教育費が104,680千円の歳出が抑えられておるし、苦しい執行が予想されます。

次に、会計課では、収入役が不在となり、助役の兼掌となることで会計課長の専決部分が多くなるということでもあります。ペイオフ解禁への対処法としては、決算性預金等も含めて検討中であります。完成検査については写真で行っており、現体制でもやっていけるという答弁でございました。

次に、監査委員会事務局ですが、事務局では例月出納検査、公営企業一般会計、特別会計決算審査、財政援助団体等の監査等を行っており、工事の完成検査等も現地に赴きチェックをしているとのことで、現体制では監査請求等が来たら非常に難しいと判断しております。

市民課では、16年度より2カ年計画で取り組んでいる戸籍の電算化については、ことしの1月15日から稼働しており、除籍についてはことしの6月から導入の予定であります。国民年金の収納は悪く、15年度では63.4%となっており、現在ある学生納付特例制度とは別に、17年4月から30歳未満の若年層に対して納付猶予制度が創設されます。保険料の免除については現在、全額免除と半額免除の2種類ありますが、18年7月から新たに4分の3免除、4分の1免除が加わり、所得に応じた4段階の免除制度になる予定です。無年金者層をなくさない措置であり、市としても納付に努力していきたい。

選挙管理委員会には、市議選のときの掲示板についての要望があり、これについても常に検討しているとのことであります。

次に、税務課について申し上げます。個人市民税は、現在の不況で税額が落ち込んでおります。固定資産税は事業不振等の企業割、徴収率を押し下げており、207号バイパス沿いへの企業の進出が望まれます。納税組合は個人のプライバシーの問題があるので、納付書の配付、納税意識の啓蒙等に頑張ってくださいとお願いしております。本市としてはこのまま継続してお願いしてまいりたいと思っております。

以上、委員会に付託されました議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算についてのうち、総務委員会に関する分についての質疑、意見、要望が述べられました。質疑終結の後、直ちに討論、採決の結果、議案第1号の本委員会関係分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（小池幸照君）

次に、文教厚生委員長北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

おはようございます。文教厚生委員長の報告をいたします。

去る3月14日の本会議において付託されました議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算のうち、本委員会関係分について3月17、18日の両日にわたり、教育長、市民部長を初め、担当課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その概要を報告いたします。

本委員会所掌分は、教育委員会庶務課、生涯学習課、同和対策課、図書館、給食センター、

みどり園、保険健康課、福祉事務所であります。

まず、関係所掌の部課より予算について主要事項について説明を受け、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

質疑の主な内容は、児童等に対するフッ素洗口・塗布の是非について。学校用務員、給食センター等の嘱託員制度、臨時職員制度のあり方。東部中学校等の施設管理費の問題。給食費徴収状況と給食内容の質の向上。外国語指導助手の勤務年限や選考基準。いじめ、不登校の問題。総合学習と基礎学力との関連。要保護・準要保護児童就学援助費の使途の状況。高津原公民館建設費補助問題。おとどけ大学と生涯学習推進費の使途、運営のあり方、講師謝金の問題。むつごろう探険隊復活はあるのか。社会同和、教育同和等、同和对策課で統合してはどうか。地区公民館、自治公民館活動の状況は。エイブルの利用状況や文化事業について。図書館の利活用問題。陸上競技場等の管理運営の状況。パソコンのウイルス対策。介護保険制度と所得税非課税の関係。敬老祝い金が長寿者の真の祝い金になるように。精神障害者施設への補助金について——この問題は、国民健康保険と老人健康保健との保険のレセプト点検についてということでもありますので、これは特別会計の方に入ると思います。少子化対策としての予防接種のあり方について。高齢者保健福祉計画策定に関しての内容。あるいは福祉タクシー補助と利用の状況。すこやか教室の音楽療法士に関して。鹿島の雇用促進を考えよう。あるいは保健所地域活動事業について。母子、父子家庭医療費助成事業について等の質疑がありました。

以上、本委員会に付託されました平成17年度鹿島市会計予算についての本委員会関係分についての審議終了後、直ちに討論、採決の結果、議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算について、本委員会関係分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、寺山委員はフッ素洗口及びフッ素塗布の問題については疑問があるという理由で、採決時前に退席をされました。

なお、教育長発言の中で、中学生の善行についての報告がありました。

宮崎県西都市の前市長、日野光幸様が3月15日、祐徳神社参拝に立ち寄られたとき、すれ違いざまに気持ちのよいあいさつをしてくれた中学生がいた。その中学生の胸に東部中という名札がついていたと。前市長さんから、そのうれしい気持ちの電話が教育委員会にあったということでもあります。最近、芳しくないニュースが非常に多い中で、素直にうれしくなった。自然体での中学生のあいさつ、そういう土壌に中学生が育ってくれていること、「人が輝くまち」にふさわしく、子供たちが大変輝いていると思えた。このことは、我々大人への警鐘として受けとめたい趣旨の御紹介がありました。委員会のみでなく、全議員、全市民の方々にお知らせした方がよいと思い、報告をさせていただきます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

次に、産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

3月14日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算についての本委員会関係分について、3月15日と17日に担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その経過及び結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

農林水産課分では、

質疑 ノリ協業事業の実態について。

答弁 漁業経営構造改善事業で196,007千円を音成地区に補助している。現在、10グループ、49名が協業化されている。

質疑 森林組合の補助金の使途について。

答弁 補助事業については、執行状況が年度末に実績報告されている。森林組合に部課長が出向き、帳簿などを見せてもらった。きちんと処理されていた。

質疑 原材料支給と納税の関係について。

答弁 農道関係については、農道農業施設の整備に今回は重点を置いて、優先度としては農地整備なりその他の事業の方が優先として、現在では少し削っている。

質疑 農地の排水水路の整備等について。

答弁 公助も必要だが、自助努力、自然の恵みで自分自身の農地を守っていくのも必要と感じている。

農業委員会分では、

質疑 事前着工に対する罰則について。

答弁 植林にせよ、転用にせよ、事前着工が物すごく多い。8割くらいが事前着工である。悪質な人は呼び出している。農業委員も気合いを入れてやろうとしている。

質疑 207号バイパス沿線の農地に対する考え方について。

答弁 農振地域を見直しすると、バイパス線上については転用するためにはまず白地にするということです。市がどういう方向にするか、農振地域の見直しで決めていく。

商工観光課分では、

質疑 干潟展望館などの今後の運営方法と、千菜市物産館、レストランの決算書の市への報告について。

答弁 展望館の運営をしていただいている七浦振興会につきましては自助努力、目に見えるものがないか。ただ、あそこが干潟展望館だけではなく、道の駅という一つの

の鹿島市の観光の拠点、部分的な拠点としての役割がある。

質疑 旧ヴィータの状況について。

答弁 株式会社ウイングが購入されている。開店は3月下旬。今のところ35社ほど入っている。

質疑 市営中央駐車場入り口の借地料について。

答弁 付近の駐車場の借地料を反映し、単価的に高いという部分もあるが、地主の方にはもう少し何とかという話はしている。

都市建設課分では、

質疑 公園の維持管理費について。

答弁 財政基盤強化計画策定委員会で、経費がかからない方法がないか検討している。

質疑 207号バイパスの騒音に対する取り組みについて。

答弁 騒音対策として、防音壁をつくるとか住宅に二重サッシの窓をつけるとかは県ではできないとの判断に立っている。

質疑 浜川改修におけるトントン橋の検討について。

答弁 歩道ということで決定した。負担が普通の県工事負担金より少し大きくなっているが、その分、橋が長くなっている。

質疑 各期成会の負担額と活動状況について。

答弁 有明海沿岸道路促進佐賀県期成会負担金 111千円ほか、10期成会などがある。基本的には要望活動である。

環境下水道課分では、

質疑 テクノジャパンへの安定5品目以外の持ち込みの有無、埋め立ての高さについて。

答弁 5品目以外が入っているという情報は持っていない。山積みといった状態は確認している。農道並みの高さが計画高となっている。

質疑 ごみ減量化対策事業の奨励金の内訳について。

答弁 新聞、雑誌、古着、段ボール、アルミ缶の回収でキロ3円を地区にやっている。

まちなみ活性課分では、

質疑 肥前浜宿街なみ環境整備事業の規模、場所、金額、家屋の修景補助と金額。

答弁 伝統的建造物群の保存地区約10ヘクタール、公衆トイレと門が約20,000千円。建物助成として1棟4,000千円である。

質疑 八宿の小公園の面積と用地費について。

答弁 約349平方メートルで、約10,000千円である。

以上のような質疑、答弁がありました。

3月17日に討論を行い、反対討論、賛成討論のそれぞれがありました。そして、採決の結果、議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算については、本委員会関係分は賛成多数で、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

各委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。第1号議案について反対の討論をいたします。

2005年度国の予算は3月2日衆議院を、23日参議院を、自民党、公明党両党の賛成多数で可決成立しました。予算の内容を見ますと、今回の特徴は本格的な大增税に踏み出し、国民の隅々まで負担増を押しつけるものとなったと思います。

幾つか拾ってみますと、例えば、定率減税の半減の問題です。所得税、これまで20%だったのが来年の1月から10%に半減。住民税については15%が7.5%へと、これは来年の6月からになっています。さらに、年金保険料の毎年の値上げです。今、国民年金が月額13,300円、これが17年度まで毎年月額280円ずつ上げられて、もうこれは審議にもかけられず、そのまま上げられるわけですが、ことしの4月から13,580円。厚生年金はこれもまた13.934%ですか、これが14.288%と、ことしの9月からですね。これはもちろん労使折半ということになります。値上げという形になっています。それから、高齢者の住民税の非課税限度額の廃止ということで、これは来年の6月からですが、こういうことになると、介護保険料や国民健康保険料にも影響をし、負担が非常にふえてくるという事態をつくり出すと思います。

さらに、今回の一般質問などでも論議をしましたが、ことしの10月からは介護施設の居住費や食費の自己負担が取り入れられるというような問題。さらには、障害者の支援費制度などの自己負担の強化、これは来年の1月ですね。こういうもろもろのもの、まだたくさんあります。大学の授業料の値上げ、その他ありますが、国民に対しては大きな負担がかかり、さらに給付というのは減らされてくるというようなことです。本当に大変な事態だと思います。

佐賀県においても先日、新しい予算が成立しましたが、福祉タクシーの廃止を初め105項目、26億円の減額ということです。市長はこれまで太良町との合併協議が進む中で、合併をしないとやっていけないと、このことを繰り返し言い続けてこられました。しかし、太良町との合併は崩れました。多くの市民が合併しないとやっていけないという市長の言葉を信じてついてきましたから、合併が崩れて、鹿島市はこれからどうなるの、鹿島市はもうだめば

いと、鹿島のことを心配する声が出ています。これから市長はこのような市民に対してしっかり責任をとっていかなくてはいけないのではないのでしょうか。そのためには、市民の要求をしっかりと受けとめて、市民の今日の苦しい生活をしっかりと守っていくことが大事であると思います。

財政が厳しい中では、サービスを縮小せざるを得ないなどおっしゃいましたが、許せないことです。市民の生活は、これまでも引き続く不況の中でリストラやサービス残業などで収入がなくなったり大幅に減額をしております。生活苦はこれまでにないものとなっております。生活が苦しくなっているのは勤めている人だけではありません。農家の生活も大変です。特に、今回、国が打ち出した米政策改革大綱を見れば、今後、鹿島市の農家がどれだけ残っていくか心配されるものです。漁業においても諫早干拓事業の影響などもあり、収穫は落ち込む、収入は激減するなど廃業をする人も珍しくありません。

これらの影響は、サービス業はもちろん、商店街の売り上げにも大幅な減少を来しています。事態は非常に深刻です。今こそ行政が市民の暮らしを守る仕事をするときです。しかし、ことしも昨年に引き続き大幅な財源不足ということで、冒頭から市民に対し、あれもこれもと盛り込んだたくさんのサービスはできない。住民の多くが本当に必要とされるサービスを提供するとおっしゃっております。また、今までのサービスを縮小せざるを得ないような状況になるかと思いますがともおっしゃっています。また、不足する場合は、最後に住民負担の増を求めるような手段で厳しい財政を乗り切るような方法を考えていますと述べておられます。出発前から市民に予防線を張るということ、私は許せません。今、国県はもちろん、市の財政が苦しいと言いますが、もっと苦しいのは市民の暮らしです。

さて、出された予算案を見ますと、おっしゃるようにサービスが削られています。特に、福祉面の削減はひどいと思います。県との関係もあるでしょうが、福祉タクシー事業、これまでも十分とは言えなかった。もっと充実をさせていかなくてはいけない部門だと思いましたが、これが大幅に削られていく。また、敬老祝い金、以前としますと、これも後退していたものですが、さらに敬老祝い金の縮小など、絶対に許せません。特に、高齢者福祉総務費など、これだけ高齢化が進む中で10,000千円の減、字面では高齢化社会対策など言いながら、何をやるんですか。また、扶助費は1,000千円の減ではありますが、これだけ市民の生活が苦しくなっている、そういうときにふえることはあってもマイナスになるなんて考えられるものではありません。

その一方で、例えばまちなみ活性化事業です。確かに必要な事業だと思いますが、今の財政難のときに一遍に単年度でやらなくてはいけないのでしょうか。ちなみに、これの総事業費は83,443千円です。そのうち国県支出金が34,500千円。鹿島市が52,963千円ですが、そのうち、ことしの一般財源で34,663千円、借金が18,300千円です。私は、例えば、これまでもお母さんたちの願いである6歳までの医療費無料化制度を要求してきました。今、3歳の歯

科まで無料化が進みましたが、ことしこの3歳の無料化のための予算はわずか964千円です。高齢者と同じく乳幼児医療費の母子福祉対策と提案理由に述べられておりますが、余りにもお粗末ではないでしょうか。

今回の予算編成は、全体を一律カット、お話では6%カットということで話を聞いておりますが、今、市が一番やらなければいけないのは市民の苦しい暮らしの中で、市民の声にどのようにこたえていくかということではないでしょうか。そのためには、今何をやらなくてはいけないかと、十分市民の声を聞きながら取り組まなくてはならないと思います。枠内の予算で一律カット、同率カットというような、こういうことはだれでもやれることではないでしょうか。

しかし、そんな中でもほとんどが手をつけられていないのが同和団体への補助金です。これも、私は常に指摘をしてきました。当然、この事業は終止符を打つべきものですが、ことしも5,342千円という団体補助金が組まれています。これは昨年とほぼ変わりません。これこそ廃止をし、今どうしても必要な部門に財源を回していくべきだと思います。予算審議の中で、私は廃止されたバス路線の復活や子供の医療費無料化、介護保険問題、商工資金を初め数々の問題を提起し、実現するように意見を述べてまいりました。これらの問題を初め、これからも出てくるであろう市民の要求を、財源がないからというので聞き入れてもらえないということは許されるものではありません。

これまでも厳しい財政のもとで、子供の医療費無料化制度、地域巡回バスの運行、介護サービスへの助成を初め、さまざまな切実な要求を実現させ、前進させた例は全国各地で数多くあります。先ほども申しましたが、まずこの財政難の中で何を急がなければならないかということを考えること。次に、財政難だからこそ、住民サービスを守り、充実させるために、むだをなくし、効率的な行政サービスを目指した真の改革をすること。三つ目に、財政難をつくり出した原因がこれまでの自民党や公明党の政治の失政にあるもので、国、県に対し地方交付税や負担金などの大幅な減に対して、本来の姿を取り戻すように求めていくことが大事なときではないでしょうか。

今回の予算づくりについては、総額が大幅に減少していることはわかりますが、冒頭から市民サービスの減少をうたい、さらには市民の負担増をほのめかず、初めから市民の口をふさぐようなやり方を私はどうしても許せません。

その一方で、事業の取り組みについて市民の立場に立つのではなく、まさに数字合わせのようなやり方、これではますます市民は安心して暮らしていけない、大変なことになるでしょう。市民に財政難の折、協力をしてくれと言うのであれば、もっとその誠意が見えるような予算の編成をすべきだったと思います。私は、今回の編成に当たっては、一部評価をする事項もありますが、同率カットという基本的な取り組みそのものについて納得のいかないものであり、これが福祉行政など市民の毎日の暮らしにかかわるものに大きな打撃を与えるこ

とに、絶対に賛成できないものです。

よって、私は議案第1号については反対するものです。

なお、議案第2号から議案第7号についても基本的な問題——先ほど述べましたような基本的なことで問題があると思いますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

慣例であれば、その次に賛成討論が出るところでございましょうけど、引き続き反対の立場の討論に相なってしまいますが、私は私としての見解から反対の討論をいたしたいと思えます。

鹿島市会計は、近年、大型プロジェクトへの財政出動等の反面、政府の地方交付税削減、財源移譲の伴わない地方への事務事業の移譲などにより、厳しさの一途をたどっているわけであります。相まって、今回の太良町との合併不成立によって、執行部がかねてから掲げてきた財政的合併効果構想が崩壊し、一方、市税の今後の見通しも現在の鹿島市産業政策を見る限りでは期待が寄せにくい状況に変わりはありません。

こうした予算編成条件下で、一方では基金を取り崩し、一方では小まめな歳出削減策を積み重ねて10,995,000千円余りの予算編成が行われ、その形跡を見る限りでは、今与えられた財政環境のもとで苦肉の予算を編成されておられるという点では、一定の評価を否定するものではありません。しかし、これからの市政と市民生活を展望したときに、この予算では単年度を乗り切る以外に明るい展望が見出せないと言わざるを得ません。

具体的に幾つかの点について申し上げますならば、鹿島市の立地条件は第1次産業が基幹産業として長い歴史を振り返ってみても、これからの鹿島市を展望する場合においても、基本的に据わっており、見るからに外圧や不況に倍して、特定の生産活動を除いては衰退の一途をたどっている現状を直視しなければなりません。桑原市政は、これまで格別に都市基盤整備を進められましたが、その投資効果を実感するには、産業の育成とそれに伴う市民所得の向上がかぎを握っているわけでありまして、予算上にはその裏打ちがほとんど見られません。農業予算で申すなら、計上されている予算はそのほとんどが国県の奨励事業、農業団体等の申請事業、または予算のトンネル措置がほとんどを占めております。それらを否定しているわけではございませんが、展望を見出す鹿島市固有の農政が見えてこないというわけでございます。桑原市政は、過去、鹿島市農政建設の一環として農林公社構想を策定されましたが、今では説明もなくお蔵入りの状態で、行政内部でもほとんど口にされない風化した計画に後退させられております。

また、北鹿島地区全部の圃場面積に相当する減反政策が固定化した今日、減反地を活用し

た酒どころ鹿島らしい酒米作付等の積極的な展開や、色落ちが常習化するノリ栽培環境下で2次製品利用への活路づくりなどの積極性など、置かれた鹿島市産業の環境をいかに行政が我が物として認識し展望づくりに動こうとしているのかが、政策的にも予算の裏打ち的にも見えてきません。

また、浜地区の酒蔵通り整備について、桑原市長は昨年6月11日の全員協議会の席上、市町村合併いかなでは計画のスリム化を検討する旨の発言が行われておりますが、事務現場では既定方針に沿って事務作業が進められており、計画完成への疑問と、置かれた鹿島市財政事情がどこまで許すのか、ちょうど国が長崎新幹線建設を既定の計画として財政事情の変化を顧みず断行するという、いわゆるとめてとまらぬ公共工事、公共事業的な色彩を持ったように、これまた似た状態が色づいております。本事業で、今、最も大切なことは庄金地区を初め地元の合意形成への努力と事業が膨大になる可能性が高い事業だけに、計画の全体像と財政計画の青写真を明示し、議会と市民の合意形成を得る段階にあるわけでありまして。その上で年次計画が執行されていくべきでございます。今のように、できるところから虫食い状態的に事業を積み重ねていく執行部の推進姿勢を、無条件で追認することはできかねると申し上げざるを得ません。

また、土木と農林部局に計上されております原材料費の運用について、執行部は新たな懸念材料を提起しています。地域の用排水路等の整備に関して、従来どおり生コン等の原材料は支給するけれども、その部落の納税率をもとにペナルティーをつける検討が行われている点であります。一見、ノーワーク・ノーペイに合致しそうな論理にもうかがえますが、固有に課せられた納税義務とそのペナルティーの論理を集落に持ち込み、連帯責任を負わせるやり方は、かつての国民統制のために使われた5人組制度を思わせる発想にほかならず、福祉、医療、教育などを含めて、今後の行政サービスに大きな危険性をはらんだ発想と批判せざるを得ません。そうした指摘に執行部は、その方針をまだ固めたわけではないと、質疑に対してかわされておりますけど、そうした発想は民主主義の現代において到底受け入れられるものではなく、直ちに撤回されるべきであります。

また、今回、計上されている高津原地区公民館建設に伴う助成金のあり方にも疑義が残ります。私は、現在の部落公民館施設は地域の社会教育の場としても、かつてのニーズをはるかにしのぐグレードの高いものになっている点を考慮すれば、市の教育政策としても助成額を大幅に引き上げるべきことを過去訴えてきた経緯があります。そういった点で、高津原地区公民館に助成しようとする金額そのものに云々はいたしません。しかし、公共事業に絡んで、当部落との間に一定の協定があったにしても、従来までは一公民館一律2,000千円という原則から、一挙に12倍を超す助成をするだけの説得力はないと言わざるを得ません。この場においてこの計上が通過したとしても、これから先、一般市民やその他の部落理事者の間に問題を残し続けるでありましょう。あくまで助成原則は原則として通した上で、そのほか

に鹿島市の政策的経費として別途計上されるべきであります。ここだけが超法規的扱いの感否めない今回の計上に同意することはできません。

以上、政策的観点から幾つかの具体的な問題を取り上げましたが、決して楽観を許さない本市の置かれた環境のもとで編成された平成17年度一般会計予算案は、行政分析が十分とは言えず、長期的展望に実感ができかねることを重ねて申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 平成17年度鹿島一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

産業建設委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成17年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月15日、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成17年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

3月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、3月17日に担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その経過及び結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算内容の説明を受け、終了後、質疑を行いました。その概要を報告いたします。

質疑 幹線と汚水中継ポンプ場の発注時期について。

答弁 国の補助金の申請関係もあるが、そこら辺をあわせてできるだけ早く大きい工事から発注していくという基本的な考えを持っている。

質疑 下水道認可区域内の加入率について。

答弁 つなげる世帯数 2,479、加入済み世帯数 1,708で68.4%である。

以上のような質疑、答弁がありました。

そして、討論、採決の結果、議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第3号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

産業建設委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成17年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月15日、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成17年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

3月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第3号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、3月15日に担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算内容の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

質疑 売却できていない団地を市内の企業に買い取っていただく交渉の努力は。

答弁 拡張可能な企業には攻めの姿勢でいく。

と以上のような質疑、答弁がありました。

そして、3月17日に討論、採決の結果、議案第3号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第3号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4、議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果はお手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

文教厚生委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」及び議案第5号「平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は、3月17、18日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成17年3月18日

文教厚生委員会

委員長 北原慎也

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る3月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、去る3月18日、担当部課長及び関係職員の出席を求

め、委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算説明資料による説明を受け、直ちに質疑を行いました。

本案について、国民健康保険にかかわるレセプト点検についての質疑があり、老人保健とのまたがりがあり、17年度予算としては15万 6,500枚相当分を入札契約することになっているとの答弁があり、ほかに質疑はなく、質疑終了の後、直ちに討論、採決の結果、議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果はお手元に配付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

文教厚生委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」及び議案第5号「平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は、3月17、18日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成17年3月18日

文教厚生委員会

委員長 北原慎也

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る3月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について、去る3月18日、担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算説明資料による説明を受け、直ちに質疑を行いました。

本案について、レセプト点検についての質疑があり、国保との関連として第4号議案の答弁と同様でありますので、ここでは省略をいたします。

質疑終了の後、直ちに討論、採決の結果、議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第5号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第6号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について、総務委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

総務委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」及び議案第6号「平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は、3月15、16日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成17年3月16日

総務委員会

委員長 森田峰敏

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長森田峰敏君。

○総務委員長（森田峰敏君）

議案第6号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算については、特に質疑がなく、ラスパイレスは16年度で97.0との報告がありました。

終了後、直ちに討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第6号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第7号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

産業建設委員会審査報告書

平成17年3月14日の本会議において、付託された議案第1号「平成17年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成17年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月15日、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成17年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

3月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第7号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算について、3月15日に担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当課より予算内容の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

質疑 給水戸数と配水量について。

答弁 年々給水戸数はふえてはきているが、全体の65%から68%が一般家庭で、大口というか、残りの工場、ノリ業者の方が地下水に転換してかなり量的に落ち込んでいる。

質疑 西牟田代替施設整備事業について。

答弁 取水施設として新若殿分水源が新しくできる。南側水源、辻水源、古枝水源

地が改良である。新たに配水施設は蟻尾山配水地 2,000トンである。

以上のような質疑、答弁がありました。

そして、3月17日に討論、採決の結果、議案第7号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第7号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算については、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、お諮りいたします。去る3月14日に追加上程された議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、議案第22号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案第23号 鹿島市・太良町合併協議会の廃止について、及び議案第24号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の変更については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24

号は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 議案第21号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は1ページと2ページでございます。

市長の提案理由の説明にもありましたように、去る1月27日に特別職報酬等審議会から答申をいただきましたので、今回、市議会議員の報酬の改定をお願いするものでございます。

それでは、答申までの経過につきまして概要を申し上げたいと思います。

昨年の12月2日に諮問をいたしまして、ことしの1月27日の答申まで延べ4回の審議会を開催していただきました。審議会で出されました意見を要約して申し上げます。

なお、今から申し上げます意見は議員報酬並びに市長、助役の給与についての総合的な意見ですので、御了承いただきたいと思っております。

まず1点目、現下の国内の経済状況や市内の民間産業及び市の財政状況等を勘案すれば、減額改定はやむを得ない。

2点目、三位一体改革による地方への影響、さらに合併しなかった場合の財政シミュレーションも参考にされまして、現在の行政運営でいけば、数年後には赤字転落も予想され、市民負担増も考えられると。したがって、減額改定はやむを得ない。

3点目、そうした意見の一方では、7年間の据え置き、2年間の連続引き下げと続いている。これをさらに引き下げると非常に厳しいと思うが、現状を考えれば、減額改定はやむを得ないと。

4点目、議員報酬については、合併しなかった場合を想定すれば助役と同程度の引き下げ率ではどうか。

そういった意見が出されました。

以上のような意見を踏まえ、審議会としての答申が出されましたので、この答申に沿って今回改定をお願いするものでございます。

議案書の2ページをごらんください。

このページに改定案を掲載しておりまして、中段の別表中というところでございます。議長の報酬月額「447,000円」を「415,000円」に、副議長の報酬月額「376,000円」を「349,000円」に、議員の報酬月額「348,000円」を「323,000円」に、それぞれ改定をお

願いますのでございます。

なお、施行期日は平成17年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま議員報酬の件について御説明をいただきましたが、幾つか質問したいと思っておりますが、ただいま審議会での答申の意見が出されました。この答申の意見を見ますと、まさに財源の問題のみですね。私が言いたいのは、議員の活動がどうであるかと、そういうのに対してどれだけ議員が保障されなくてはいけないかというような、そういう問題も出てしかりだと思っておりますが、審議会の中でそういう意見が出されたのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

審議会では、財政問題だけで終始しているような意見のようだったと。本当に議員の活動実態を御存じの上でそういった審議をされたのかという御質問だと思います。

審議をされるときには、いろんな資料の要求があります。それで、出せるものはずっと出しております。御質問の議員の活動状況についても、これは審議会の意見として要望があれば、当然、皆様方にお聞きする機会もあったと思っておりますけれども、今回はそれはありませんでした。

また、重ねになるかもわかりませんが、審議されたのは県内各地の状況とか類団の状況、あるいは一般職の状況、特別職報酬等の改定の経緯、それと先ほど申し上げましたけれども、社会経済情勢を総合的に勘案された答申だというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほど17年度の市の予算が通過をしたわけですが、まさにその精神は同じじゃないかと私は思うんですよね。本来ならやっぱり——これは執行部の責任じゃないかもわかりませんが、そういう導きも大事だと思います。当事者の議員がどういう状況なのかという、そういう意見を聞くぐらいの、そういう手だてを私はすべきだと思うんですよ。

特に今日のような状況の中で、議員の果たす役割というのは、私も長い間やっておりますけど、本当に大変なものになっているんですよね。正直申しまして、私たちは24時間束縛です。皆さんそうでしょう。本当にですね。普通の人なら5時に終わって、食事のときは晩

酌ができるでしょう。しかし、議員はできないんですよ。いつ何どき出なくちゃいけない、そういうこともあるんですね。そういうことは別としてましても、それくらい議員は緊張した毎日、毎時間を過ごしているんですよ。特に今日のような経済状況の中で、市民の皆さんたちの暮らしがいろいろ問題が出てきているときに、やっぱりいざ駆け込むところは身近な議員の家が一番口だと思うんですよ。市役所に即と駆け込んでくる人もいるでしょう。しかし、やっぱり議員が自分たちの、極端に言えばパイプ役というようなことですか、代弁者というようなこと、そういう自覚を持った人はたくさんいらっしゃいますから、本当に今、そういう状況ひどいです。

例えば、私の例を申し上げましても、朝の御飯を食べて一息と、朝ドラでも見ようかというときに、もう本当駆け込んでこられるというのは今はもう珍しくないですよ。そういう中で、議員が生活しているわけですね。特に、これからもっと私たち議員の活動というのはいろんな状況が出てくると思います。そういうとき、私はこれまでも議員の報酬というのは、議員が十分に活動できるのを保障すべきだということを言ってきました。これまでも議員報酬の値上げなどが——以前あったときには、そういうことを言いながらも、やはり地域の経済に見合わないということで反対の態度もとってきたこともありますが、今回の場合は全く違うと思うんですよ、それとはですね。

ましてや、ここの意見の中にもありましたように、7年間の据え置き、2年連続引き下げというような状況の中で、私たちがどれだけ苦労しながら議員活動をやっているかということです。極端に言いますと、今度のようなことになると、例えば、私自身もこの議員活動だけに専念できないということで、職を求めなくてはいけない状況だって出てくると思うんですよ。こういうことになると、ますます議員は何しよつとかというようなことだって言われる可能性があるわけですね。

今こそ、私たちが本当に議員として、十分に市民の要求にこたえられる活動のできる保障を私はすべきだと思うんです。ただ、やっぱり今、一般的に市民の皆さんは議員はよんにゅうとりよるものまいというような声ありますよ、確かに。そういうことですから、私はここであえてどういうくらい議員のお金が必要なのか言わせていただきたいと思います。

これは、私の1月の大体使った分ですよ。もちろん、私的なことに使った分は抜けています、電話料金にしても何でもね。大体のところでも計算しておりますが、例えば、私たちの今税込みの額が348千円ですね。それがここにありますがね。その中から、共済費として45,500円、所得税が41,900円、それから住民税が2,900円、私の場合ですよ、これは、2,900円です。そして、議会内でもろもろ引かれるのが27千円。手にいただくのが257,700円です、実際、私の貯金通帳に入るのが。支出を申し上げますと、まず、引かれてくるのが117,300円ですよ。それから、何に使うかというですね。例えば、私たちが——皆さんそれぞれ違うかもわかりませんが、ざっと1月使った分と言ってみますと、電話代が26千円使っています。

これはもう純粋に議員活動と見ていいです。それから、印刷機だとかファクスだとかいろいろ入れておりますが、もう本当に何かの産業と同じように機械に追われておりますが、51千円リース料です。それから、雑誌とか新聞などですね、参考資料その他を15,260円、細かく言いますが、使っています。ガソリン代として8,500円。これも純粋に議会活動に使っただろうと思われる分だけ削っておりますが。それから、事務所費として5千円。さらには、交際費ですね。これも1月ですから、供養とか結婚式は余りあっておりませんが、30千円です、削りに削って。それから、事務費ですね、そういうのが15千円ぐらい使っています。さらに、年金、国保などで67千円の支出をしております。特に1月は、私は諫早湾干拓問題で農水省に抗告に対する抗議に出ましたから、これは日帰りで帰ってきましたが、50千円使っております。もう純粋に必要な経費だけです。総額の267,760円なんです、支出がですね。そして、先ほど言いました117,300円を足すと、何と何と385,060円ですね。もう足りないということわかるんですね。

もちろん、私たちの報酬というのは生活給じゃありませんけど、やっぱり私の場合は幸い私を見てくれるのがおりますから、何とかなっていますし、足りない分は本当に濟まない思いをしながら手を差し伸べてもらっておりますが、そういう状況になっております。

こういうことになりますと、さらに減額をされるということになりますと、本当に私たちが十分に仕事ができない分も出てくるわけです。例えば、先ほど私は雑誌や新聞など15,260円と言いましたが、これは定期的な新聞とか月刊雑誌などをとっていますが、本当にもっと資料を手に入れたい分もあるんですよ。ところが、私たちの専門書になると、非常に高いですね。なかなか買える状況じゃないんですよ。それから、いろんなところに行って勉強もしたいと思います。しかし、なかなか財政の都合で行けないところもあります。

ちなみに、ほかの市を見ますと、例えば、武雄市でもそうですね。政務調査費なんていうのが出ていますよね。そういうのでいろんな参考書を買ったり、いろんなところに勉強に行ったりということで議員の人たちが活動されている。確かに、ほかの市も十分ではないと思いますが、しかし、そういう状況の中で活動をされているんですよ。私はね、やっぱり何度も申しますが、私たちが本当に皆さん方の期待にこたえられるような仕事をするために、それは余分なものは要りませんよ。最低ね、最低、活動できる報酬をいただくというのは当然のことだと思いますし、私たちは市民からおまへたちは報酬ば引き下げんばいかんばいというような活動はみんなしていないと思うんですよ。おまへたちは頑張りよるけん、もうちかっと上げろって言われるくらいの活動を私たちはしていると思います。そういうことで、私はどうしてもこれは納得いかない。それで、その納得いかない一つに、こういう状況の中で、やっぱり報酬審議会が私たち議員を呼んででもどうなのかと、これでよかとかというような、そういうやっぱり諮問といいますか、懇談をすべきだと思うんですよ。そういうのが全くなされていないと思います。これに対して市長いかがお考えですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、今の状況下で市民全員がですね、我々も含めて十分な収入があっているという状況にはないという認識は持っていると思います、それぞれが。まず、特別職報酬等審議会の議論の中身についてお触れになりましたが、各界各層の代表者で特別職報酬等審議会は形成しております。この審議会の委員の皆さんは、いろいろ不備はあるにしても日々の市長の活動とか議員の活動を総合的な目で見られる、その市民の代表であるというふうに私は考えております。したがって、この審議会に出た答申の金額というのが市民の意見であると、この金額が現時点での適正報酬というふうに見るのが私は妥当であると。

そういうことで、答申をそのまま今ここに提案をしているわけでありまして。私はこの答申を尊重をするという基本的な姿勢であります。市民の代表の市長が責任を持って提案しておりますが、市民の代表である審議会の答申ということでありまして、これは市長と議員の皆さんとのやりとり、これも必要です、この場で。しかし、基本的には議員の皆さんと市民ないしは納税者との関係であるということをお認めいただきたいというふうに思います。

それから、平成17年度予算にもお触れになりました、厳しい状況下で一律という言葉をおっしゃいますが、ある部分においては一律、こういうことをしてくれという指示をしましたが、各分野において、例えば、扶助費は一番カットを少なくしております。ほかのカットを多くしております。こういうことを説明したと思います。そういう濃淡は政策的につけておるわけでありまして。

そして、いろんな分野にこの三位一体改革、政府の方針に対して、我々地方側がどういうふうに変えていくか。このことについては、まず意識改革が大切であると、今までのやり方、考え方等は通用しないと。これをそのまま、今までの考え方、やり方を踏襲しては政府の今後の方針の三位一体改革に対応する地方のあり方としては出てこない、対応できない、これはもう議員の皆さんも御承知のことだというふうに思います。

そういう中で、今度の平成17年度の予算の中でもかなりの分野で住民の皆さんにも、例えば、団体に対する補助とか、いろんな面でのサービスにも我慢をさせていただいております。三位一体改革を我々地方側が乗り切るためには、我々執行部も議会も市民も一体となって痛みを分かち合いながらやらないと、今後の市の運営はないものというふうに私は考えております。

したがって、我々もその痛みはみずからに課します。あるいは市民の皆さんにも、先ほど御説明したようにいろんな痛みをもう既に17年度予算において共有をしてもらっております。どうか議会の皆さんにもこの答申を是とされてですね、痛みを共有していただければ

ということをお願い申し上げたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長は、報酬審議会委員さんたちがごらんになって、それで答申を出されている、適正報酬だと思いますということ。そうかもわかりませんが、私は諮問の仕方にもあると思うんですよ。やっぱりその辺を、市長の考えがいかなお考えで諮問をされるか、そのことによって答申のあり方は違ってくると思うんですよ、政治姿勢によって。そうでしょう。そういう面から見ますと、私はもっと市長に本当に議員の立場その他を考えた諮問の仕方をしてもらいたかったという気がします。

それから、あなたは確かに報酬審議会から答申が出されておりますから、それは尊重せんといかんでしょう。尊重しますということをおっしゃいましたね。本当、私言いたくないんですけど、市長は諮問をしたりなんかしたとき、何かあったときは、そこから答申が出ましたから、それから議会が決議しましたから、何ですからと、すべて責任をそちらへ持ってこられますが、それはそれを尊重するのは当然だと思いますが、その前の段階であなたの姿勢をもう少しびしゃっとしてもらいたいと思うんですよね。私たちの議会活動というのが、今回答申を出されたようなくらいにしか見られていないと、今のおっしゃり方では、そう私は受けとめるんですよね。特にあんた、7年間据え置きですよ、据え置きです。それから、2年間は引き下げですよ。本当にもう許せないですよ。許せないというのは、さっき言いましたように、私たちが市民の皆さんたちが思われているように議員が余分にお金をとっているわけじゃないんですよ。ぎりぎりの中で——はっきり申しますと、今言ったようなことで、私自身のことですよ、それはほかにいろいろ仕事を持った人もいらっしゃいますから。しかし、それは別問題なんです。例えば、自分の身の回りのこと一つすることだってできないんですよね。じゃ、何かと。何とかボーナスなんかありますから、そういうので息を継ぐというような、マイナスの分はそこで補っていくというような、そういう、本当に私たちだってどうかしたら借りやすいサラ金に手を出さんといかんような状況だって出てくるんですよ。考えてください。先ほどの交際費30千円ですが、これにあんた1週間に一遍ずつ供養があったら幾らですか。40千円ですよ、プラス交際費は。それは議員活動と別だと言われれば、それまでですが、しかし、それも議員としての立場の中で出ていくということは非常に多いわけで。結婚式だってそうです。皆さんもそんなにして、特に市長なんか毎回毎回出られているからおわかりだと思いますが、そういう中で私たちはやっていかななくてはいけないわけですよ。

だから、私はせめて報酬審議会の中で、こういう状況の中だから、議員の意見も聞いてくれと、そういうことぐらいはやっぱりつけ加えて諮問をすべきだったと思います。もうこれ

以上いろいろは言いませんけど、私は今回のこの議員報酬の改正の問題については納得いきません。特にこれからが、私たち議員が本当に市民の皆さんとともにやっていく大事なときだと思うんですよ。もちろん、私たちだって苦しいときには一緒にそれなりの痛みを味わっていいですよ。しかし、理屈に通らないことはできないんですよ、私たちはね。そういう意味で、討論には立ちませんが、私は今回の案に対しては賛成することはできません。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪です。1点だけちょっと確認でお伺いをしたいと思いますのですが、ただいまの説明をいただきまして、今のこの情勢を見ますと、やっぱり全体的には議員の経費も下げていくということは当然じゃなかろうかと思いますが、何か答申、特別委員、何かな（「報酬」と呼ぶ者あり）報酬委員会、済みません、報酬委員会に出されるとき、15年の6月に合併しなかった場合のシミュレーション、これは私、一般質問のときもちょっと申し上げましたけれども、シミュレーションの中に三役は減額と。議員については定数削減、17名ということでのシミュレーションを見ますと、職員さんも定数削減、議員も定数削減という形で、ぴしゃっと合併しなかった場合のシミュレーションがもう全部の住民の方に示されておったわけですよね。それは当然変わる場合もあると思いますが、そういう点を含めて検討をされたかと私は総務委員会のときに質問しておったら、全然加味していないという答弁が部長の方からあったと思うですね、その定数削減については。そういうことで、その辺をですね、定数削減あるいは——下げるのはそれは当然ですけど、定数削減との絡み、その辺はどのように提案をされたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

これは明確に申し上げますけれども、市長が諮問をします。それは、いつも毎年するのは簡単な審議会の意見を求めるという内容ですけど、その後、市長が意見として申し上げます。これは先ほど市長が申し上げたようにいろんな、三位一体の背景とか、そういったこと。それから、おっしゃった非合併のシミュレーション、合併しなかったシミュレーション、ここでも10%という表現が市長の場合あったと思います。このことも踏まえてくださいというふうなことも明確に伝えてあります。

もう一つおっしゃったのは、議員定数の方もそこには上がっておったですよ。（「シミュレーションにはね」と呼ぶ者あり）はい、シミュレーションで。（「報酬削減じゃなくて、議員定数削減という形とシミュレーションしておったけん、私、そのように……」と呼ぶ者あり）じゃ、趣旨は報酬は何も触れていなかったやないかと。そして、議員数だけは

何名ぐらい（「議員を削減すれば、それだけ経費が減るけん、それでいこうということですけど」と呼ぶ者あり）はい、じゃそのことをちょっとお答えいたしますけれども、まず非常に厳しい財政状況というのは今説明したとおりでございますけれども、我々は17年度から5年間で25億円をやっぱり削減しなくちゃいけないという大きな目標を持っております。ですから、17年度からの削減に努力をしてきたと。（「18年やろう」と呼ぶ者あり）17年度からの（発言する者あり）18からかな。（「18年度から」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。失礼します。18年度からでございます。そういうふうなことを踏まえて、削減となりますと、19年度からという形になりますですね。そこを踏まえて我々は答申に沿ってこれをお願いしたというふうなことでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併しなかった場合の財政シミュレーションも、あくまでもこうすればこうなりますということです。報酬まで幾らにしますと、これはさすがにですね、我々がシミュレーションの中では言えないということではないので、定数削減と報酬との関連づけという意味で、しておりません。

それともう一つ、合併しなかった場合の定数削減というのはいくらもありませんが、いずれ、これは議会の方で議論をされると思いますね。これはあと2年後なんですね、2年後削減をするから、報酬等どうするかというのは2年後のことなんです。というのが、次の期のお話ですよ。皆さん方はあと2年間は今期がありますね。今期の議員としての立場と来期の議員としての立場はもう全然別物なんです。だから、今期の定数の中で報酬をどうするかということをおかしいと思いませんかという議論、例えば、今この場で定数削減をして、解散をして、そしてもう一遍投票をします。そして、15名なら15名、16名なら16名で、もう一遍審査と。そして、ぎゃんしたけんが、報酬ばどがんじゃないか考えてくんさいというとは違うわけです。今期の皆さん方の任期の中でこれは考えていただかないと、おかしいことになるということになると思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

討論に入ります。10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

10番北原慎也です。議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部

を改正する条例に反対する立場で討論をいたします。

市の財政事情が厳しい環境にあり、毎年、数億円に及ぶ削減を余儀なくされている状況は十分理解はしているつもりであります。また、市民感情を考えると、あえて議員報酬減額条例に反対するのは心苦しいものがありますが、市の行政を活性化させ、若い世代の議員を数多く輩出をし、議会活動に専念できる環境づくりのために、議員、市民の皆様の御理解をいただきたいと思っております。

かつて10数年前までの市議会議員は、いわば地域の顔だとか名誉職的な感覚での議員選びがあったように思います。しかし、これからの議員は議員としての専門性が不可欠な時代となり、高い見識を持った専門的知識と技量が要求されます。また、そうでなければ、鹿島市民の負託にこたえられる議員と言えなくなるはずであります。議員が他の仕事を持ちながら片手間仕事の議員活動でいいはずはないと思っております。さらに、若い世代の有能な議員を輩出することは困難になります。

最近、テレビでライブドア対フジテレビの株のやりとりがあっております。新聞で見聞きもいたします。その結果の成否がどうであれ、このやりとりの現実はこのからの世代を反映していると言っても過言ではないと思っております。時代は、携帯電話で10ないし15分で800億円の金を動かす、そういう現実であります。子供たちがインターネット上で人命を脅かす時代であります。この時代、これからの時代を創造していける人たちに議員として活躍してもらうためには、現在の報酬では若い人たちに立候補を促すことはできないのではないですか。年金生活者ばかりで議会運営がなされるようでは、議会制度の危機であり、議会制民主主義の危機と言わなければなりません。

私たち議員も財政の危機的状況は十分理解しています。したがって、今、議会内でも議員定数を中心に議会のスリム化に向けて検討をしているところであります。地方分権時代の行政の複雑、専門化に対して議会の権能向上を図るために真の議員報酬を考えていただきたいと思っております。

以上のような理由により報酬削減条例に反対の立場を表明して終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに。18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

18番吉田正明でございます。私は、議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

今、国を挙げて財政改革に取り組み、国民も痛みを分かち合い、これまでの補助金なり助成等が大きくカットされております。特に、高齢化が進み、生きがいとされていたいろいろな行事なり補助もなくなりつつあります。少子化はますます、年々進み、佐賀県は出生率2%を維持しておりますが、全国平均では1.3%であります。このような出生率ないしは高

齢化対策にそういった政策こそ積極的に財政の裏づけを、これからの活気ある日本をつくるためには、地方の役割として必要じゃなかろうかというふうに思います。

また、我々議員は率先して、国民に市民にわかりやすい形で、目に見える市民の目線に立った改革の痛みを分かち合うべきだと思います。日常の議員活動に負担がかかるのはわかりますが、市民が見て納得できる報酬額、一概にそれは言えませんが、幾らかでも引き下げられた改革、今回の報酬審議会の答申を尊重すべきであると考え、賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、議案第21号は否決されました。

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第9 議案第22号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第22号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第22号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は3ページと4ページでございます。

議案第21号で御説明申し上げましたように、特別職報酬等審議会から答申をいただきましたので、今回、市長及び助役の給料月額の設定をお願いするものでございます。

なお、審議会で出されました意見につきましては、先ほど申し上げましたので説明を省略

させていただきます。

議案書の4ページをごらんください。

このページに改定案を掲載しておりまして、市長の給料月額「865,000円」を「778,000円」に、助役の給料月額「679,000円」を「631,000円」に改定をお願いするものでございます。

なお、施行期日は平成17年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。ただいま説明いただきました案件について1点だけ、これは市長にお答えいただきたいと思いますが、今回、市長の報酬引き下げの提案がなされておりますが、これは報酬審議会に諮問をされた上での、そして、その答申が出ての提案ということですが、私は今日の状況の中で、例えば、先ほどもまた出てまいりますが、財政予算が成立しておりますが、市民に対してサービス低下が来る、あるときは負担増もお願いしなくちゃいけないということで、まさに市民に痛みを押しつけるというような状況が生まれてきましたが、そうであるなら、私は報酬審議会に諮問をする以前に、みずからが私もこれだけしますので皆さんも協力してくれというような、私は今回に至ってはそういう方法をとるべきだったと思いますが、この件について市長がそれをなさらなかった理由はどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

報酬等審議会には、議員の皆さんの報酬の削減率とか金額は言っておりません、一切。私については、合併しなかった場合のシミュレーションにありますように10%以上削減をお願いしますということをおっしゃっています。

基本的に、議員あるいは市長の報酬は市民の評価、判断にゆだねるべきと。その評価、判断が審議会の答申と、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに、報酬審議会にかけて市民の評価、判断を得るということは、これまでのあり方だったと思いますが、事、今回に当たっては背景がそういう状況じゃないと思うんですよね。財政難の中で、そして市民にも協力をお願いしたいというようなことを言っているわけですからね。これをもちろん審議会でもいいでしょうけど、その前にみずからが私もそういうこ

とで普通はするんだけど、私はこれだけやりますので、皆さんも協力をと、私はそれが本来だし、そのことが市民にも受け入れてもらえる大きな要素だと思います。

それともう1点、今10%以上の削減をお願いしますとおっしゃった、数字を示されたわけですね。こうなりますと、報酬審議会としてもある程度の限度が示されたわけですから、例えば、それより以上に考えられたって、なかなか市長の引き下げをそれ以上にできるという予想はないんじゃないかと思いますがね。

それはそれとして、私は今日の財政状況の中ですからみずからが——人に頼るんじゃなくて、みずからが私はこうしますということを私はやるべきだったと思いますがね。既に全国的にはそういう事例も出ていますし、私は市長がこの前就任された直後にもこの財政難の中で市長の報酬をカットしていくべきだというような提案もしたときには、受け入れてもらえなかったという経過もありますが、その辺、もう一度お答えください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は非常に情けない。議員が先ほど自分たちのを否決しておきながら、今の言いぐさは何ですか、市長にだけ。そんなことありますか。私はちゃんとみずから審議会には申し出ているんです、10%以上の削減をみずからしてくださいと。あなたはさっき否決したじゃないですか、自分たちのあれは。何ですか、それは。それを市長にだけ言うんですか。私は今からの改革をしていくためには、みずからがまずカットをしないと住民も納得しないと思ったから、そういうふうにしたんです、自分から。ちゃんと自分から言っていますよ。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長から私たちが情けないと言われる筋合いはありません。市長と議員は全く違います。そして、今回の場合は皆、市長みずからが市民にはそのことを押しつけをしているじゃないですか。そんなら、みずからが私もこれだけのことをやりますからどうですかと、私は言うべきだと思うんです。

例えば、議員にだって私はできたんじゃないかと思うんですよ、議会と相談して。僕もこれだけしゅうと思うとっけん、議会もみずからどがんやろうかと、相談だって何もですね。笑うところじゃないですよ、部長、そうじゃないですか。今、私の言ったことについて笑っていらっしゃいますが、（「そうじゃないですよ」と呼ぶ者あり）そうじゃないと思うんですよ、私は。例えば、議会とも相談の上……（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

お静かに。

○20番（松尾征子君） 続

発言中ですよ。議会とも相談の上で、議会もみずからどがんやろうかと相談だって私はできたと思うんですよ、そういう面ではですね。だから、今私が言っても答弁は出てこないと思います、私は市長みずから責任を持って、諮問をするときにこれだけと言ったのと、あなたがみずからこれだけしますと言って市民に対する責任を明らかにすることとは違うと思います。そういうことで、もう後の答弁は要りませんが、私は今回の市長のやり方はどうしても納得いきません。

ただ、私は議員の報酬引き下げには反対をしましたが、市長の引き下げには賛成をすると同時に、つけ加えますと、もう少し下げてもいいと思っています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

自分たちのは一銭も下げたらいかん、市長はもっと下げろ、そんなことありますか。（「性格が違う」と呼ぶ者あり）私は審議会の判断が適切な報酬だと、そういう考えでおりますと一貫して言っています。ですから、審議会にお願いしたんです、下げてくださいと。議員については何も言っておりません、言っておりませんが、それだけの答申があった。それを議会承認なわけでしょう。どう考えても、みずからのは否決しておきながら市長のは賛成する——賛成はいいです、賛成はしてください。しかし、削減が足りんと。

それから、私が審議会にじゃなくて、みずから申し出なかったからさっきのが否決したの、そんな論法てありますか、考えてくださいよ。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長がみずからしなかったから否決したんじゃないですよ。その理由はちゃんと私申し述べたと思います。そこは誤解のないようにお願いをしたいと思いますよ。

それから、もうおっしゃったから言いますが、やっぱり市民の間からは——議員にしたって、議員が引き下げしなかったことに対しては私たちは大きな圧力がかかるのはわかりますよ、わかりながらみずからやりました。

市長に対してだって、じゃこれだけでいいかと、何だ、がしこかというようなことだつて出ると思いますよ。そのとき、市長、あなたには責任ないわけですよ。審議会が答申を出した、それを議会が決めたとやっけんということになるでしょう。さっき私もちょっと言いましたが、そういうことは考えられるんですよ。あなたが本当に責任持ってやるとするなら、何度も言いますが、みずからがこういうことだと、私がこれでやりますからと、皆様頼みま

すよと言ってしかりだと思っています。あとは要りません。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

審議会が言ったからとあなたは言うけど、あなたは審議会が言ったことでも否決しているんですよ。ほかの人は何もおっしゃらないからあなたに言いますよ、私は、これは。おかしいですよ。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、議案第22号は否決されました。

日程第10 議案第23号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. 議案第23号 鹿島市・太良町合併協議会の廃止についての審議に入ります。当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第23号 鹿島市・太良町合併協議会の廃止について御説明をいたします。

議案書は5ページをお願いいたします。

去る3月11日に開催されました第23回合併協議会におきまして、鹿島市・太良町合併協議会を平成17年3月31日をもって廃止したい旨の協議事項が提案され、審議の結果、提案どおり了承されました。

これを受けまして、法定の合併協議会を廃止するためには鹿島市・太良町両市町において議会の議決が必要となりますので、地方自治法第252条の6の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

簡単ですから、自席からお願いします。本議案には、私はもう事実のものとして賛成ですけど、市長が不退転で挑まれた合併への姿勢に対するいわば政治責任と議案第22号との関連性があったのかなかったのか、そこら辺について、確認の意味でお尋ねをいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

議案第22号と議案第23号の関連性についてということの御質問でございますが、市長の給与、それから議員の皆様方の報酬の審議に報酬審議会が入ってもらった時期は、まだ太良町との合併、それから広域的な合併、これをまだ市長は目指しておった時期でございまして、報酬審議会に諮問をいたした時点ではまだ合併するかどうか、合併ができなくなるというような考えは持ちませんでした。

ただし、この審議会への諮問においては、合併しないことを前提として審議はお願いしなすというようなことでの諮問はいたしております。

これは、すべてがそういった方向で動いて——予算でも何でもそうなんですけれども、一応合併は前提をしないですべての物事を進めていくというのが基本にあったものですから、そういったことでやっております、議案第23号と議案第22号との関連はございませんでした。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

わかりました。議案第23号と議案第22号、まあ政治的な責任、関連性はないということですね、財政サイドからの関連性はあるけどと。わかりました。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市・太良町合併協議会の廃止については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第24号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第24号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の変更について御説明をいたします。

議案書は6ページ、7ページでございます。

3月10日、議案第8号で御審議いただきました鹿島市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定についてが可決されたことによりまして、鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部変更の必要が生じました。そのことによりまして、地方自治法第290条の規定により議決をお願いするものでございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

これは、規約の新旧対照表でありますけれども、第12条第3項中「市町の収入役」を「市町の収入役（条例で収入役を置いていないときは、収入役の事務を兼掌する助役）」に改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 1 時19分 休憩

午後 1 時20分 再開

○議長（小池幸照君）

再開いたします。

次に、谷口良隆君外 1 名から事務検査に関する動議が提出されて、所定の賛成者がありませんでしたので、動議は成立をいたしております。

日程第12 事務検査に関する動議

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第12. 事務検査に関する動議を議題といたします。

提出者の提出理由の説明を求めます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

事務検査に関する動議について、動議の提出理由の説明と提案をいたします。

事務検査を行おうとする案件は、平成15年度に執行されたさくら通りポケットパーク整備工事ではありますが、本件はさきの12月定例会で平成15年度一般会計決算を認定された事務の一つであります。

ここで、本件について事務検査を行おうとする目的は、決算認定そのものを覆すという意図ではございません。今回の事務検査は、地方自治法第 100条によるいわゆる議会の権能と言われる伝家の宝刀としての調査や、それに並ぶ同99条による監査請求が議会の調査権として法的に裏打ちされているわけですが、今回提出の事務検査は同法第98条による書面検査であります。

何ゆえの検査かということではありますが、さきの平成15年度一般会計決算審査においては、かかる事業については設計図書の提出を執行部に求め続けてきたところですが、その都度、諸般の理由を掲げられ、提出を拒否され続け、最後にはどうしても設計図書の閲覧が必要であるならば、鹿島市情報公開条例による開示請求をされたい旨の執行部の見解がありました。

しかるに、過日、同僚議員が一市民の立場で情報公開請求手続に踏み切られたわけですが、開示された内容は肝心の金額を盛り込んだ部分はすべて墨塗りが行われており、内容の確認のできる書類には到底ほど遠いものであったそうであります。

これでは、本事業の工事費が高つき過ぎているのではないかという市民の所期の疑問に答えたことにはなりませんし、決算審査を通じて執行部が示した見解はその場しのぎと疑問

にふたをかぶせるような姿勢が、むしろ議会側が確認を求めるといふ所期の目的に対して行政側としては言われなき疑いを派生・増幅させることにつながりかねません。検査の理念は、ポケットパーク事業そのものではなく、鹿島市行政への信頼の醸成に寄与するという高い時点からの観点でございます。

執行部に対しては、そうした観点から、昨年9月議会で決算認定の提案以来、公明正大な対応を求めてきたわけでありましたが、同事業に関する確認のできる説明責任は果たされないまま、今日に至っております。この場において、その理念達成のために議会のとれる対応は今回提案いたします事務検査以外には残されていないと考えております。

12月議会における情報のほかに、さきに行われました情報公開請求による資料の中に、RC壁の基礎として当初設計されていた松丸太の基礎ぐいは、施工段階で地盤支持力良好との判断でならし基礎コンクリートに変更されていますが、使用された生コンクリートのボリュームの課題性も感じられますし、RC壁以外の基礎工事は軟弱地盤を前提とした当初設計のまま施工されたことへの疑問も依然として残っております。ここに提案します地方自治法第98条による事務検査を初め、99条の監査請求、同100条の調査委員会設置、いずれの発議も業務執行後にしか発生し得ないわけでありまして、これらの法的存在意義は決算認定を終えた、あるいは終えていないということで効力が左右されているわけではございません。ひとえに、当事業に対する疑念や疑いではなく、適切な業務執行が行われたことを確認するために98条の運用を求めるものであります。

民主主義は多数によって最終的意思決定を行うのが常道ではございますが、本件は多数とか少数とかということが事の公正さを決定づける性格のものではなくて、事実を確認することが民主主義の求めるところでございます。

以上、提案の背景となる理由などを申し上げ、以下、事務検査に関する動議を提案いたします。

事務検査に関する動議

下記により事務検査に関する動議を提出する。

記

本議会は、地方自治法第98条第1項の規定により、次の事務検査を行う。

1. 検査事項

(1) 平成15年度執行「さくら通りポケットパーク整備工事」に関する事項。

2. 検査の方法

文書により次の報告を求める。

- (1) 当初設計に関する設計図書
- (2) 設計変更後に関する設計図書

(3) 当該事業に関する工事打合せ簿

(4) その他、検査の過程で必要と認められる書類

3, 検査の付託

本検査は、産業建設委員会に付託して行う。

4, 検査権限

本会議は、1に掲げる検査を行うため、地方自治法98条第1項の権限を産業建設常任委員会に委任する。

5, 検査期間

この検査は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中も検査を行うことができる。

平成17年3月15日

鹿島市議会議長 小池幸照様

提出者 鹿島市議会議員 谷口良隆

賛成者 鹿島市議会議員 森田峰敏

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

質問をいたします。

谷口議員は、ポケットパークの建設事業が我々議員が認定した平成15年度の予算や実施計画、あるいは設計から入札、施工、完了に至る一切は国、県の取り扱い関係法令や市の条例、規則に基づいて進行されたということについては承知されていると思うが、その経過の中で何か不正があったのではという疑惑によって追及をされているのか、それともほかに何か目的があらわれるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

お答えをいたします。

この第98条の実例をちょっと読み上げますので、参考にさせていただきたいと思いますが、第98条の検閲並びに検査は、今度の場合は検査を指しておりますが、法律的には過去数年にわたり既に決算済みのものまで遡及して検査できるという見解になっております。

ただし、決算については議会において既に認定済みのものであれば、一般的には遡及調査することは適当ではないということで、提案理由で申し上げましたように、一般会計の数値

的な決算は終わっていますので、これそのもの、本体をいろいろ言うておるのじゃなく、その事業の内容についての確認をしたいというのがねらいになっているというのが1点目の質問に対するお答えでございます。

それから、不正があつてのことかと、目的をはっきり示してほしいということでございますが、これも提案で申し上げておりますように、不正を指摘しておるわけではございません。目的は、これはもうかねてから12月議会の審議の中でも申し上げましたように、監査委員会の場にあつても技術的な問題等の観点から、監査が事実上そこには立ち入れないという見解です。我々としては、その内容について確認をしたいと言っておりますが、その確認のできる資料が出されないと、いわゆる執行部としての拒否権を発動されたわけですね。ということになりますと、公共工事についてはそれ以上立ち入れないということに相なってしまうということでございます。そういった意味では、市民の負託にこたえるということとあわせて、議会の調査権、審査権というものにおのずと制限が加わってしまうということから、その裏打ちとしてこの100条から98条までが法的に保障されておるわけですね。そのうちの98条の適用をもって事業の内容について確認をさせていただきたいと、それで了解をしたいという立場でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

谷口議員は全員協議会などで、この事業については施設や工事の内容から見て工事費が高過ぎるので、不正があるのではないかという情報があったと言われたと、私は思っております。また、自分の知り合いの業者にポケットパークの現場を見せて、どのくらいでできるのか聞いたところ、もっと安くできると言われ、何かあるのではないかということで工事費の内容について詳しく尋ねたと言われたと、私は記憶しております。

我々も産業建設委員会や全員協議会の場であなたと同じ資料をもらい、また、福岡商工観光課長や、また都市建設課の担当の職員の説明を聞いた中では特別に疑問もなかったし、また、変更した部分についても納得ができて、また山口産業部長の工事の設計施工に関しては一点の曇りも不正もないし部下を信じているということと言われ、理解をされ、大多数の議員が異議なしで12月議会で承認されていると思っております。

そこで、比較するためには、信憑性のある情報提供者か、または業者であるかの判断をするためにも、情報提供者や安くできると言われた業者や実績などを公表してもらいたい。そうしたら、議員諸兄もしっかりと判断できるし、谷口議員の言われることに対し正確な賛否の判断ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

高過ぎるのではないかというのは、これは一般の市民的な感覚で言われております。だから、不正があるのではないかという意味とはまた違うんですね。それはもう申し上げたとおり、太陽の広場とそれから駐在所のあるところは何広場やったですかね、あそこら辺との比較から、近年、近いうちにばんばんとできた時系列的な関係から、やっぱり高目に感じておられると。あそこが18,200千円程度やったですか——ではちょっと高過ぎるのではないかなというような一般論があったということです。

だから、不正があったのではないかということじゃないです。18,200千円を要する工事であったことの確認をさせてくれと、そういうことを申し上げておるわけです。それで、信憑性のある業者名を出して、それと対峙する資料を出せというふうにおっしゃられますけど、それは今与えられた場で議会が選択する立場じゃないと思うんですね。議会の調査権を行使して、そして、それが適正な工事単価になっておるのか、適正な歩掛かりを適用されているのかということ調査の段階で第三者的な設計を依頼、見積もりを検討してもらうということはその段階で出てくることだろうと思います。不正もないのに、不正の確認とかなんとかしてないのに、違う、しかも、墨塗りされた情報しか出てないもので設計ができようがないじゃないですか、まずもって、そうでしょう。だから、今の御質問は調査が始まってできる作業ではないかと思えます。必要によってそういう作業に入ればいいと、そういうふう思っております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今の答えではですね。私は、今までの全協とか委員会等で、業者に聞いたという話を聞いておりますし、また、やはりここに出されないということは、後から何と比べてどうやって——今、提出を申し込んでおられるあれがちょっと、意味がわからないようになりますが、名前も実績も出せないとすれば、担当課長や担当職員のこれまでの事務事業の実績を考えたとき、また、一貫して入札後の単価については国、県、市町村、及び関係機関ともに非公開情報であるので公表できないという執行部の答弁は、きのう県の課長が谷口議員と福岡課長に対して土木事務所の書類整理の不手際で県は出してしまった、非公開であったということ聞き、理解できたんじゃないかと思っております。

また、具体的でより正確な数字等を示さず、思い込みや不正をしているだろうで担当課長や担当職員を責めることは、警察でいえば見込み捜査や、極端に言えば誤認逮捕等に、同じようにならないか、私は心配であります。

また、万が一、98条にて調査をして一点の不正もないと判定がされたとき、やはり議会に対して名誉棄損等で損害賠償請求がされることはないと思いますが、もしそのようなことに

なった場合はどうされるのかも考えておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

業者の名前を出して、その数値をうわさ的な数字じゃなくて出すべきだというふうに言われますけど、そういうふうなことではなくて、一般的に高いという、素人が見てもそういうふうに写るのであれば、その資料を出して我々議会が確認をさせてくれと、これを言っておるんです。だから、98条の調査で不正が出てこんやったとき責任をとるのかという議論じゃないんですよ。98条というのは、不正をあぶり出すためにあるんじゃないと思います。98条というのは、書類の検閲、検査をするところ。そして、適正に執行されたことを確認する、そのためにあると思うんですよ。見込み捜査的なこととか冤罪的な意味で98条を適用しようとしているという思い違いはしないでいただきたいと、そういうふうに思います。

それから、県から公表された情報が部内の統一で出してはいけないところまで出してあったということについては、私もきのう確認をいたしましたので、それはわかりましたというふうに申し上げました。それは、一般の県民に対する情報公開の限度の問題です。私たちが今問うておるのは、議会の審査に提出される情報を問うておるわけです。だから、情報公開で一般の県民、市民に情報公開権がどこまで及ぶかという議論は今言われたとおりですので、それは了解しました。しかし、本議会に与えられた調査権、あるいは検査権というのはまた別問題、もう少し議論が深まる話だろうと、そういうふうに仕分けて考えていただくことだろうというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されました件につきまして、提案者の谷口議員にお尋ねをしたいと思います。実はこのポケットパークの問題については、私自身もここでも御意見申し上げたと思いますが、疑問な問題を抱えておりました。というのは、私の場合は非常に単純でした。というのは、あのでき上がった現場を見た市民の人から、あれが18,000千円かかったんだよということを聞いた人が、どこに18,000千円かかったとかにゃというような、そういう疑問を投げかけられたわけです。私も素人ですからわかりませんし、正直言って、ただ塀のあって、舞台のあって、こう何かしとつとに18,000千円もかかったかなと、正直思いました。ですから、私はそのことを申し上げまして、そして、担当課にも聞きましたね。そして、最初のお話では、やっぱりあそこは特殊な、屋外だから、強い材料を使ってあると、非常に上等なのを使ってあるというようなことを言われたんですね。私も単純ですから、ああ、そがんですかというようなこともありました。

しかし、いろんな中で、じゃ本当にどれぐらいかかったのかなというようなことを知りたかったので、資料の提供などもいろいろしてきましたが、そういう中で谷口議員も取り上げてこられたわけですね。私も15年度の決算にはこのことも言いながら、ほかのこともありましたが、決算の審議には反対の態度をとってきたわけですけどね。

そこで、私はいろんな中で、私にも資料を見せていただくということで資料を見に行きました。一番知りたいのは単価がどれぐらいかかったかということなんですね。それで、担当課に行ったら、もう分厚い資料を見せられて、どうぞということで見ました。肝心なところに来ましたので、メモをしようとしたら、メモはやめてくださいということですね。正直申し上げまして、そういう設計書などをいつも見ている人とか、いろんな問題に携わっている人なら、ぱっと見て、頭の中にああ、こうでこうだというのがわかると思いますが、私には全くわかりません。だから、メモらないとそのことはわからないもんですからメモろうとしたら、メモらせてもらえなかったということですね。そして、あとの資料の提供のときにも黒塗りをもらわれたというようなことですが、そういう経過ありました。

先ほど提案されましたのでお尋ねをしたいと思います、情報公開条例がありますね。先ほども申されましたが、情報公開の申請をなされた。ところが、それでは確認できなかったというように受けとめました。事業内容の問題について、鹿島市にある情報公開条例に基づく申請で確実な確認ができたかどうかということについて、もう一度お答えください。

それからもう一点、先ほどこれも市の監査委員会で監査が立ち入れないとおっしゃいましたかね、監査はできないということですよ。私もここ始まる前、さっき監査の方に監査はできんとかにやと言うたら、できないというようにお答えでした。ということになりますと、例えば、この問題がよしあしは別として——いろんな問題はほかにもありますよ、別として、監査が立ち入れないのであるならば、私たちが議会の決算委員会を開いて決算を十分にしようとしても、それにはある程度の制限があるということになると思うんですよ。ということになれば、そういう問題についてだれがどこで正確なチェックをすればいいのかなという疑問がありますが、その点について今回ずっと取り組んでこられました谷口議員はどのようにお考えなのか、この2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 48 分 休憩

午後 1 時 49 分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ちょっと今、松尾議員の直接的な御質問にお答えする前に、今、監査委員会の方から休憩時間中にちょっと見解が出ていますので、これ休憩してからまた言うのですか。

○議長（小池幸照君）

いや、もう再開しました。

○16番（谷口良隆君） 続

98条の2項適用であれば、監査がお出ましということになるわけですね。ただ、審査の過程で監査委員がチェックをできないというのは技術的な問題です。土木技術とかあるでしょう、建築技術とか、そういう観点から監査は事実上、工事事務については——出納の検査はできるけど、技術的監査は事実上できてない、できない。だから、やった経過もないし、今後もそういう点ではやれないという立場をとられたわけですよ。

それで、お答えをいたしますが、情報公開——済みません。（資料を示す）情報公開申請をされて、2月1日に執行部の方から、市長の方から出された通知書の写しをここへいただいておりますけど、後で見ていただきたいと思っておりますけど、金額は一切入ってないんですね。工事費の総括表、ここは入っています。あと、もう1ページ目からはもうごらんのとおり、金額にかかわるところがマジック塗りになっておるんですよ。工種ごとのやつは審査の過程で示されましたけど、それよりさらに詳細なものは全部金額をもう抜かれていますので、これではとても議会議員が、あるいは一般市民が土木とか造園技術を持ったにしても、これでは確認できないと思います。そういうことを指して言うておりますので、当時、担当部長がどうしても議会で設計図書等書類が必要であれば公開申請をしてくださいというふうに言われましたので、同僚議員がしていただいたものと思うんですけど、事実上、市議会の方に審査の段階で提示をされた内容とはもうほとんど変わらない、内容は事実上そういうものしか出ていないということですので、これでもって確認はできないという状態にあるということが1点目の答えです。

それから二つ目の、監査がそういう立場をとっておられると。それから、議会審査もそれ以上はもういわば資料不足で審査ができない。じゃ、その狭間はだれが、どこで埋めるのかという点が一番問題でスポットになっておる分ですね。だから、公共工事にかかわっておられる、これからもそういうケースがあった場合、同じケースでここがスポットになって審査が空白地になるんですよ。だから、これはできれば——議会の審査の段階で公開してはよくないような資料は回収するにしても、議会で審査ができる資料だけはやっぱり提示をされるべきだと。であれば、法律的な適用をもってこうした形はとらなくていいと思うんですけど、今回、残念ながらそういう結果に終わったものですから、所期の目的を、やっぱり議会としての役割を果たすという観点からは、この際、98条の適用をもって確認させていただきたいと。これしかもう道がなかったというふうなことでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、お答えいただきましたが、私は今のお答えを聞いて、例えば、情報公開条例の問題ですね。せっかくこういう形で情報公開条例がつくられて、情報公開の申請をされるわけですが、今回のように全くしてもその主たる目的が達成できないような公開しかできないということになると、これからもいろんな問題が出てくると思いますが、この点については私たち自身もやっぱり今後見直していかんといかんのじゃないかなという気がいたしております。

それから、監査の問題もそうですが、今、私もこれを今後どういう形で進めたらいいかと。本当、最初申しましたように一つ一つ、進めば進むほど、私も何か疑問がたくさん出てくるというような状況でしたので、この問題についてはやっぱりちゃんとした結論を出さんといかんと思いますし、市民もそれもやっぱり願っている分もあるわけです。ですから、もうあとは答弁は要りませんが、議会としては先ほど橋川議員がおっしゃったようなお考えの方もありますが、それでは私たちは市民に対しても申しわけないと思いますので、ここで討論みたいになりますが、今回の動議はやっぱり私たちが受けとめて、この動議どおりの取り扱いをすることを望んで意見にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

御質問をいたしますけれども、ただいま情報公開条例のことに关しましては、そのような形で黒塗りが出てきたということであれば、当然、異議申し立てという制度があるわけですが、そこで法律的に専門家が入られて異議申し立てに対しての対処がなされるということがありますので、個人的にはそういう方法もあつたんじゃないかというふうに思います。何かコメントがあればお願いしたいと思いますが、それでも98条に従って議会の検査権、これは認められておりますので、今回のこの動議を提出をされたことに関しては一定の理解もできるわけですが、一つだけです。本検査は、産業建設委員会に付託して行うという形で検査の付託を常任委員会にされています。先ほど実例として地方自治法を出された中で、「本条の議会の各種事務の検査は議会全体が行ういわゆる書面検査であつて、委員会で行うことは適当でない。ただし、検査のため、議員より臨時に検査委員ないし小委員会を選任してこれを行わしめ、その結果をさらに議会全体で審議することはもとより差し支えがない」というような実例が載っておりますが、今回のこの検査を産業建設委員会にという形で指定をされた、そのことに関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

お答えいたします。

1点目の情報公開は異議申し立ての、不服であればね——の方法もあるのではないかといいことですが、15年度の事業の決算の認定はしましたけど、15年度事業の一部についてさらに慎重な確認をしたいと言っておることを、情報公開という制度を盾にしないとこの議会で審議ができないのかというのは、私は本末転倒だろうと思うんですね。議会の審議権が先だろうと思います。そういった点で、情報公開制度というのは一つの制度として初めて私自身も見せてもらいましたけど、そういう性格のものだというふうに思っております。

それから、二つ目の常任委員会付託をしたという点ですけど、これは全議員でするのが一番いいと思います。ただ、内容的に数字の問題が出てきますし、やっぱり細かなものも出てくるわけであって、常任委員会付託というのは本議会でも予算審議をやってきたわけなんですけど、集中的な検査を行うという意味では所掌の委員会で検査をしたらどうかと。ただ、それだけの理由で、提案をした理由はそこにあります。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

所掌の委員会である産業建設委員会に付託されると。これは、通常であれば最も普通の形ではないかというふうに理解をしておりますが、5番目の検査の期間、「この検査は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中も検査を行うことができる。」というふうになっておりますけど、この検査の終了までの期間はどれくらい考えていらっしゃるのかということですね。

そこで、常任委員会がひっかかってくるわけですけども、今産業建設委員会の任期は5月12日で切れます。その5月12日までに決着——決着という言葉が適当ではないと思いますが、検査を終了することができるのかどうか。一月ちょっとしかありませんので、物理的にどうなのかなという疑問がありますから、今のような質問をさせていただきました。もし結果が出ない場合には、新しい産業建設委員会に引き継ぐのかというと、事業の継続性の問題があるかと思しますので、常任委員会じゃなくてそのほかの形で、特別委員会なりをつくるのであれば、またやり方もあったと思いますが、この動議のままですと、そのような問題点があるんじゃないかということをお指摘したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

検査の期間についてでございますけど、執行部の御協力さえいただければ、もうすぐ済むと思います。1回で済むかもわかりませんが、あるいは2回ですぐ確認できるかもわかりませ

ん。要するに、数字の確認をしたいということだけなんです、数字と数量をですね。ということですので、そう長期にわたる検査を想定したものではございません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

事務検査に関する動議、98条に対する反対の立場から討論をします。

市の財務規則に基づき所定の手続で入札、工事も完了、また決算委員会の議決、本会議でも多数の賛成者で議決されている。議会の権威は守らなければいけない。産業建設委員会や全員協議会における資料提出要請については、情報開示できる範囲内ではあるが、要望に合った答弁も行われ、資料も忠実に提出されている。一部の議員を除き異議なしで了解されている。委員会や全協での審議は何なのか、また、本会議での議決は何なのか、議会のあり方が問われ、市民の信頼をなくすものである。議会がこの98条を可決され、関係書類一切が提出され、議員の皆さんに伝達されれば、私たち議員も市の職員と同じく「公務上知り得た秘密情報をほかに漏らしてはならない」により、議員として相当の覚悟をもってこの動議の採決に臨まなければならない。

また、開示された後、何と見比べられるのか。谷口議員の言う知り合いの業者に示して行われるのか。開示、提示された後、これからの入札などに混乱を引き起こしたり、業務に差し障りがあった場合に議員に責任がのしかかってくると思います。その場合に潔く責任をとることができるのか、疑問であります。

よって、私は良識ある議員の皆さんの判断を信じて、反対の討論とします。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

私は賛成の立場から討論をいたします。

提案理由に賛同しますとともに、私なりにつけ加えさせていただくならば、水道水の検査について本会議で質問したが、依然として不明である。井戸水の利用はなく、市民の間からも何ゆえ使用禁止なのか疑問がある。水質検査の結果を明らかにする必要がある。その結果、使用できなければ直接、水道を引く等の措置をとり、市民の利便性を確保すべきである。市民の間では疑問の声が残っており、議会としても再度関連資料を公開していただき、98条により検査すべきと考える。

以上。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。事務検査に関する動議については、本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。本動議は否決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 8 分 休憩

午後 2 時 18 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、橋川宏彰君外 7 名から意見書第 1 号 最低賃金の改善を求める意見書（案）、意見書第 2 号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・充実を求める意見書（案）、意見書第 3 号 ILO 第 175 号条約及び ILO 第 111 号条約の早期批准を求める意見書（案）及び意見書第 4 号 地域経済の活性化等を求める意見書（案）、以上 4 件が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第 1 号から第 4 号は日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第 1 号から第 4 号の 4 件は、会議規則第 36 条第 2 項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第 1 号から第 4 号の 4 件は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第 13 意見書第 1 号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第13. 意見書第1号 最低賃金の改善を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

意見書第1号

最低賃金の改善を求める意見書（案）

私たちは誰もが、憲法第25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持っている。働く人に対する賃金・労働条件としては、労働基準法第1条で「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」との最低規制がある。また、最低賃金法第1条では、この法律の目的を「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」としている。

働けば貧困にあえぐことなく生活ができることが当然であり、これを保障する制度が最低賃金法である。しかし、現在の最低賃金は、最も高い地域でも時間額 710円、低い地域では時間額 606円にすぎず、地域によっては生活保護水準以下となっているのが現状である。

社会保障費の負担額が連続的に引き上げられる中、賃金の最低規制の水準がこのように低く抑えられていることは、消費不況といわれている現状をさらに長期化させるだけでなく、深刻化させるものである。よって、国におかれては地域別最低賃金の引き上げを実現されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月25日

佐賀県鹿島市議会

厚生労働大臣 尾辻秀久様

中央最低賃金審議会会長 渡辺章様

以上、意見書（案）を提出する。

提出者 鹿島市議会議員 橋川宏彰
鹿島市議会議員 山口瑞枝
鹿島市議会議員 伊東茂
鹿島市議会議員 井手常道
鹿島市議会議員 谷口良隆
鹿島市議会議員 吉田正明
鹿島市議会議員 谷川清太
鹿島市議会議員 中西裕司

鹿島市議会議長 小池幸照様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 最低賃金の改善を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

日程第14 意見書第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14. 意見書第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・充実を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

意見書第2号

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・充実を求める意見書（案）

国が実施した「緊急地域雇用創出特別交付金事業」は、佐賀県でも学校現場での教員補助をはじめ、クリーク環境整備、森林の間伐、観光事業、保育などさまざまな分野で、2,431人、31億4,800万円の雇用実績（平成13年度・14年度・15年度）があり、平成16年度も引き続き失業者の雇用確保と地域のまちづくりに役立っている。

しかし、そのような事業が実施されてはいるものの、残念ながら地域の雇用問題はいまだに大変厳しい状況となっている。

また、「緊急地域雇用創出特別交付金事業」は、国として一定の努力が払われたものの、予算規模の少ないことや雇用期間、事業内容に制限があるために失業者を雇用する上で必ずしも有効な対策となっておらず、改善が必要である。

よって、「緊急地域雇用創出特別交付金事業」を下記のように継続・充実されるよう要望

する。

記

1. 緊急地域雇用創出特別交付金事業を平成17年度以降も継続され、特別交付金を大幅に増額されること。
2. 緊急地域雇用創出特別交付金事業をさらに効果的な雇用対策とするため、雇用期間の延長、雇用人数の増員、業種の拡大などの改善・充実を図られること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月25日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久 様

以上、意見書（案）を提出する。

提出者 鹿島市議会議員 橋 川 宏 彰
鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝
鹿島市議会議員 伊 東 茂
鹿島市議会議員 井 手 常 道
鹿島市議会議員 谷 口 良 隆
鹿島市議会議員 吉 田 正 明
鹿島市議会議員 谷 川 清 太
鹿島市議会議員 中 西 裕 司

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・充実を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第15. 意見書第3号 ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

意見書第3号

ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）

わが国のパート労働者は、この10年間に360万人も増加して、2003年の統計で1,260万人と、全雇用労働者の約1/4を占めるまでになっている。正社員とパート労働者等の正社員以外の労働者の数を比較すると、女性は正社員の方が少なく正社員以外が56%、男性も正社員以外は20%と増えている。一方、賃金格差は依然と大きく、一般の労働者と比べ半分以下で、男性パートは49.9%、女性パートは44.4%でしかない。また、パート労働者等の約40%は、自ら望まない雇用が不安定な有期契約を強いられている。

ILOは1994年総会で「ILO第175号パート労働条約」を採択している。ILO第175号条約はすべての短時間労働者に対して、①パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきもの、②労働者の権利と労働条件は比較しうるフルタイム労働者と均等とすべきである、との原則を確認している。

また、ILO第111号条約は、雇用と職業の面でどのような差別待遇も行われてはならないことを規定したもので、条約批准国は差別待遇廃止のための政策をとることを義務付けている。

よって、下記の施策を講じるよう要請する。

記

1. ILO第175号条約の早期批准を速やかに行なうこと。
2. ILO第111号条約の早期批准を速やかに行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月25日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 扇千景様

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
外 務 大 臣 町 村 信 孝 様
厚生労働大臣 尾 辻 秀 久 様

以上、意見書（案）を提出する。

提出者 鹿島市議会議員 橋 川 宏 彰
鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝
鹿島市議会議員 伊 東 茂
鹿島市議会議員 井 手 常 道
鹿島市議会議員 谷 口 良 隆
鹿島市議会議員 吉 田 正 明
鹿島市議会議員 谷 川 清 太
鹿島市議会議員 中 西 裕 司

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第3号 ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第3号は提案のとおり可決されました。

日程第16 意見書第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第16. 意見書第4号 地域経済の活性化等を求める意見書（案）の審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

意見書第4号

地域経済の活性化等を求める意見書（案）

地域経済は、依然として疲弊し、地域間格差がますます拡大しようとしている。今必要なのは雇用の維持・創出、失業者支援の抜本強化などの政策を進め、地域経済を活性化することである。

しかし、政府は財政再建を最優先した歳出削減を目指して、財政負担の地方への転嫁や企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしている。こうした政策は地域間格差を一層拡大するものに他ならない。

仮に、地域における公務員賃金の一方的な引下げが行われるなら、公共サービスの低下を招き、地域の民間企業や団体組織で働く労働者に悪影響を与え、地域経済を疲弊させることが必至である。勤労者家計の消費低迷により、地域経済は逆スパイラル的な停滞と格差の拡大を被ることになりかねない。

国におかれては、こうした事情を理解され、①労働基本権を制約されている公務員賃金の見直しについては、十分な労使協議を行うこと、②雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ、地域経済の活性化を図ること、などの実現に尽力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月25日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
総務大臣 麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣 尾 辻 秀 久 様
経済産業大臣 中 川 昭 一 様

以上、意見書（案）を提出する。

提出者 鹿島市議会議員 橋 川 宏 彰
鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝
鹿島市議会議員 伊 東 茂
鹿島市議会議員 井 手 常 道
鹿島市議会議員 谷 口 良 隆
鹿島市議会議員 吉 田 正 明
鹿島市議会議員 谷 川 清 太
鹿島市議会議員 中 西 裕 司

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 地域経済の活性化等を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時36分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

会議録署名議員 8番 橋川宏彰

同 上 9番 森田峰敏

同 上 10番 北原慎也